

# 京都芸術大学 規程

## [学部]

### 第 1 章 総則

(目的)

- 第1条 京都芸術大学通信教育部（以下「通信教育部」という）は、学校教育法第84条に基づき、主として通信教育の方法による教育の機会均等を目的とし、芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、人間形成の可能性の追究と専門的知識・技術の調和をはかり幅広い芸術教養を身につけ、自己と社会のなかにそれを生かした新しい創造を生み出すことができる人材を育成することを目的とする。
- 本目的実現に向けては三つの方針である「学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学受入れの方針」を別表3のとおり定め、一貫した教育の諸活動においてその効果的な実施に努める。
- 2 通信教育部は前項の目的を達成するために、教育研究活動の状況についての点検及び評価を行う。

(学科)

- 第2条 通信教育部に次の学科を置く。
- 芸術学科
  - 美術科
  - デザイン科
  - 芸術教養学科

(修業年限および在籍年限)

- 第3条 通信教育部の修業年限を4年とする。
- 2 学生は9年を超えて通信教育部に在籍することができない。
- 3 2年次に編入学した者の修学年限は3年とし、8年を超えて在籍することはできない。
- 4 3年次に編入学した者の修学年限は2年とし、7年を超えて在籍することはできない。

(学生定員)

- 第4条 通信教育部の学生定員を次のとおり定める。

学部・学科名	入学定員			収容定員
	1年次	2年次	3年次	
芸術学部				4,550
芸術学科	100	10	160	750
美術科	150	10	260	1,150
デザイン科	170	10	280	1,270
芸術教養学科	230	0	230	1,380

### 第 2 章 教職員の組織

(教員組織)

- 第5条 通信教育部の授業には、原則として本学の通学課程の教員があたる。ただし、必要に応じ、適任者を講師として委嘱することができる。
- 2 学修指導および教育相談にあたる通信教育専門の教員をおくことができる。

(通信教育部長)

- 第6条 通信教育部に通信教育部長を置き、通信教育部の運営を統括する。

(通信教育部教授会)

- 第7条 通信教育部に通信教育部教授会を置く。教授会の細則は、京都芸術大学教授会規程による。

(通信教育部代表教授会)

- 第8条 通信教育部に通信教育部代表教授会を置く。代表教授会の細則は、京都芸術大学教授会規程による。

(事務局組織)

- 第9条 事務長、課長、主任および職員で構成する事務局を置き、通信教育部に関する事務を取り扱う。

### 第 3 章 教育課程および履修方法

(教育課程)

- 第10条 通信教育部において開設する総合教育科目、専門教育科目、資格関連科目における授業科目並びにその単位数は別表1の通りとする。
- 2 各科目群からの履修単位数は別表1のとおりとする。
- 3 履修科目は、これを4学年に配当する。

(再履修)

- 第11条 授業科目により、再履修を認める場合がある。

(教職課程の履修登録)

- 第12条 通信教育部芸術学科、美術科、デザイン科において教育職員免許状授与のための所要資格を取得しようとする者は、2年次以降に教職課程の履修登録をすることができる。
- 2 通信教育部芸術学科、美術科、デザイン科において高等学校教諭1種普通免許状（美術）および中学校教諭1種普通免許状（美術）を取得しようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教員免許法および同法施行規則の規定により、別に定める科目および単位を修得しなければならない。

(博物館学芸員課程の履修登録)

- 第13条 通信教育部芸術学科、美術科、デザイン科において博物館学芸員のための所要資格を取得しようとする者は、2年次以降に博物館学芸員課程の履修登録をすることができる。
- 2 通信教育部芸術学科、美術科、デザイン科において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、第29条に規定する卒業の要件を充足し、かつ博物館法および同法施行規則の規程により、別に定める科目および単位を修得しなければならない。

(既修得単位の認定)

- 第14条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が本学に入学する前に他の大学、短期大学もしくは高等専門学校の専攻科において履修した授業科目の修得単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。この認定は、教授会の議を経て、学長が

行う。

- 2 前項の規定により、修得したものとみなし又は与えることのできる単位は合わせて30単位をこえないものとする。

(他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等の認定)

- 第15条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位として認めることができる。この認定は、教授会の議を経て、学長が行う。履修科目の範囲その他必要な手続きについては他の大学又は短期大学等との協議に基づき別に定める。
- 2 前項に規定するほか、文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることがある。
  - 3 前2項の規定により、修得したものとみなし又は与えることのできる単位は合わせて30単位をこえないものとする。

## 第4章 授業および学修指導

(授業)

- 第16条 授業は、大学通信教育設置基準の定めるところにより、主として印刷教材等による授業（以下、通信授業と称する）、面接授業およびメディア授業により行う。

(単位の計算方法)

- 第17条 1単位は45時間の学修活動とする。

(通信授業)

- 第18条 通信授業は、印刷教材等による授業とし、テキストおよびシラバスを配付し、質疑応答、設定課題について学修報告の提出および添削指導その他適宜の方法によって行う。

(学修成果報告)

- 第19条 学生は、各講義の設題に対して一定期間に課題を提出しなければならない。

(面接授業)

- 第20条 面接授業は、原則として本学にて実施し、その時期については別に定める。

(メディア授業)

- 第21条 メディア授業は、インターネット等を利用し、教材配信、質疑応答、学修報告の提出及びそれへの講評などの指導を行う授業をいう。

(質疑応答)

- 第22条 授業の内容に対して、質問票によりいつでも質問することができる。
- 2 質疑応答に要する郵送料等、学修にともなう通信費は原則として学生負担とする。

(学習会)

- 第23条 第18条に規定した指導方法による以外に本学または全国各地において随時学習指導を行うことがある。

## 第5章 試験

(試験)

- 第24条 学生は科目ごとに指定された方法で合否を判定する試験を受けなければならない。
- 2 通信授業は課題に対して提出された学習成果物を採点することで試験とする。
  - 3 通信授業の一部では課題に対して提出された学習成果物を採点する試験に加え、総合的な学習成果を採点する最終試験を受けなければならない。
  - 4 面接授業およびメディア授業は授業時の成果物あるいは面接授業後のレポート、もしくはその双方を評価することで試験とする。

(通信授業の最終試験受験資格)

- 第25条 通信授業で最終試験が課せられる科目については、課題に対して提出された学習成果物が合格と認められた者に限り最終試験を受けることができる。

(成績評価)

- 第26条 試験および最終試験における成績評価は100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 2 試験もしくは最終試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与える。

(証明書の発行)

- 第27条 合格科目については、請求により単位修得証明書を与える。

(再試験)

- 第28条 卒業に関わる場合、不合格科目については、再試験を受けることができる。

## 第6章 卒業

(卒業の要件)

- 第29条 卒業資格を得るためには、次の各号の要件を満たさなければならない。
- (1) 30単位以上に該当する面接授業または、メディア授業を受けること。ただし、通信教育部芸術学科アートライティングコースおよび芸術教養学科においては、メディア授業を受けること。
  - (2) 卒業研究・卒業制作を必修とする専門教育科目60単位以上（建築デザインコースは70単位以上）を含めた合計124単位以上を修得すること。
- 2 教育上有益と認めるときは、前項に次の各号の単位を含めることができる。ただし、次の各号を合わせて60単位をこえないものとする。
    - (1) 第14条に定める科目
    - (2) 第15条に定める科目
  - 3 編入学および転入学した場合の卒業資格を得るための要件については別に定める。

(卒業の認定および学位の授与)

- 第30条 第3条に規定する年数本学に在学し、前条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 前項により卒業資格を得た者には、卒業証書および学士（芸術）の学位を授与する。

## 第 7 章 入学、退学、休学、復学、転学、転科、転籍 および再入学

### (二重学籍の禁止)

第31条 通信教育部の学生は、他の大学の正規の課程に在籍することを認めない。

### (入学の時期)

第32条 入学の時期は、4月および10月期開講時とする。

### (入学資格)

第33条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校卒業者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、および通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育12年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規定により文部科学大臣の行う大学入学検定に合格した者
- (7) 本学において、相当の年齢に達した者で高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者

### (入学志願の手続き)

第34条 入学志願者は、所定の入学願書に出身学校長から提出される調査書（成績証明書または検定証明書に代えることができる）ならびに入学選考料20,000円を添えて本学学長宛に提出しなければならない。

- 2 入学を許可された者が未成年者の場合は、入学許可の日より指定された期日までに保証人と連署した所定の誓約書に必要納付金を添えて、本学学長宛に提出しなければならない。

### (保証人)

第35条 保証人は、学生の父母または成年者で独立の生計を立てている者でなければならない。

- 2 保証人が死亡または保証人に変更があった時は、遅滞なく新保証人と連署した所定の誓約書を提出しなければならない。

### (入学選考および許可)

第36条 入学は選考の上これを許可する。選考は、書類選考によるものとする。

### (休学および退学)

第37条 病気その他やむを得ない事由により、休学または退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、学長に願ひ出て許可を得なければならない。

- 2 休学、退学の細則は、別に定める規程による。

### (復学)

第38条 休学した者は、学籍更新において復学、休学、退学のいずれかの手続きを行うものとする。

- 2 復学の細則は別に定める規定による。

### (転科)

第39条 在籍学科から他学科へ専攻の変更を願ひ出たときは、選考のうえ、学長が許可することがある。

### (転入学)

第40条 次の各号いずれかに該当するもので、本学に編入学または転入学を希望するものがあるときは選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 大学を退学した者
  - (3) 短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程または国立工業教員養成所を卒業した者
  - (4) 他の大学の学生で、現に在学する大学の学長の転学の承認を得た者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、法令で定める者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した単位のうち62単位を限度として認定することができ、その取り扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。
  - 3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した単位のうちに、通信教育部の科目等履修生として履修した授業科目および修得した単位がある場合には、前項の認定単位の限度を超えて、入学後に履修および修得したものと認定することができ、その取り扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。
  - 4 編入学、転入学の場合の入学選考料は20,000円とし、その他の必要な手続きは別に定める。

### (再入学)

第41条 通信教育部を退学した者で、本学に再入学を希望するものがあるときは選考のうえ、学長が入学を許可することがある。この場合、退学前に修得した単位の全部または一部を既に履修したものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。ただし、通信教育部芸術教養学科については再入学を認めない。

- 2 再入学の場合の入学選考料、その他必要な手続きについては別に定める。

### (転籍)

第42条 本学の通学課程の学生で、通信教育部に転籍する者については前条の規定を準用する。

## 第 8 章 科目等履修生

### (科目等履修生)

第43条 科目等履修生とは、本学の学生以外の者で次の各号の一に該当し、通信教育部の授業科目のうち定められた1科目又は数科目の学科目について履修を許された者をいう。

- (1) 通信教育部の所定の学科目群からなる科目等履修生課程を履修する者
- (2) 通信教育部の面接授業の1科目又は数科目の学科目を専ら履修する者
- (3) 第33条に定める入学資格のない者で、通信教育部への入学を目的として所定の学科目群からなる特修生課程を履修する者

### (科目等履修の入学資格および入学許可)

第44条 科目等履修生として入学を希望する者があるとき、本学の学生の学修の妨げにならないと認める場合に限り、これを許可する。その他必要な手続きについては別に定める。

- 2 科目等履修生の入学資格は履修を希望する学科目

について学修し得る能力があると認められる者とする。

(科目等履修の期間)

- 第45条 科目等履修生の履修期間は半年又は1年とする。
- 2 科目等履修の開始時期は、4月1日もしくは10月1日とする。
  - 3 第43条第1項第(2)号の履修期間、履修開始時期は、履修を行う面接授業の開始日および授業期間とする。
  - 4 科目等履修生は休学することができない。

(履修科目の登録および単位認定等)

- 第46条 科目等履修生の科目登録については別に定める。なお、いったん登録した授業科目は、変更することができない。
- 2 第43条第1項第(1)号の科目等履修生として修得した単位は、科目等履修時に正科課程の単位として認め、請求により単位修得証明書を与える。
  - 3 第43条第1項第(1)号以外の科目等履修生として修得した単位は、科目等履修時には正科課程の単位としては認めない。

(科目等履修生の通信教育部正科課程への入学)

- 第47条 第33条に定める大学入学資格を有する科目等履修生が、正科課程に入学した場合は、科目等履修生として修得した単位数その他の事項を勘案して別に定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えないものとする。
- 2 第33条に定める大学入学資格を有する科目等履修生が、正科課程に入学した場合は、科目等履修生として既に修得した単位については、卒業要件となる単位として認めることができる。
  - 3 第43条第1項第(3)号の科目等履修生が、16単位以上を修得して第34条に定める書類を添えて通信教育部への入学を願い出た場合、学長は教授会の議を経て、第33条第7号に該当する者として正科課程への入学を許可することができる。
  - 4 第43条第1項第(3)号の科目等履修生が、3項の規定により正科課程に入学した場合は、科目等履修生として既に修得した単位については、30単位まで、卒業要件となる単位として認めることができる。
  - 5 第43条第1項第(3)号の科目等履修生が、3項の規定により正科課程に入学した場合は、在籍年限終了または退学時には除籍する。

(規定の準用)

- 第48条 科目等履修生については、この章に定めるもののほか、本規程の他の各章の規定を準用する。

## 第9章 学費等

(入学金)

- 第49条 入学を許可された者は、入学金30,000円、その他必要な納付金を納めなければならない。転入学および編入学の場合もこれに準ずる。

(授業料等)

- 第50条 授業料・補助教材費および設備費をもって学費とする。授業料は別表2の通りとする。

- 2 学費および諸費は、指定された期日までに納入しなければならない。但し、本学が認めた場合に限り、納入方法および時期については変更することができる。

(面接授業料)

- 第51条 面接授業を受ける場合、講義科目は本学会場1単位8,000円、他会場1単位10,500円、演習・実習科目は本学会場1単位13,000円、他会場1単位16,000円とする。
- 2 面接授業、実験実習の費用およびその他必要な諸費は別にこれを徴収する。
  - 3 特定の科目については別に定める場合がある。
  - 4 通信教育部芸術教養学科については、一部の授業は学費に含まれる。

(最終試験の受験料)

- 第52条 最終試験の試験料は1科目につき2,000円とする。
- 2 インターネットを利用して受験する場合、最終試験の試験料は徴収しない。

(転科料)

- 第53条 転科料は、20,000円とする。

(休学科)

- 第54条 休学中の学費は、徴収しない。但し、別に定める休学科を納入しなければならない。

(科目等履修生の学費)

- 第55条 科目等履修生の学費は別に定める。

(手数料)

- 第56条 証明書の交付等については、所定の事務手数料を納めなければならない。

(除籍)

- 第57条 所定の期間中に授業料等納付金を納入せず、催促してもなお納付しない者は除籍する。

(学費等の不還付)

- 第58条 一旦納入した学費、その他の諸費はいかなる理由があっても返還しない。
- 2 前項の特例は別に定める。

## 第10章 奨学制度

(奨学制度)

- 第59条 通信教育部に奨学金の制度を設ける。
- 2 奨学金の支給等制度については、別に定める。

## 第11章 学生証

(学生証および受講証)

- 第60条 学生に対しては学生証を、科目等履修生に対しては受講証を、それぞれ交付する。

(学生証等の携帯)

- 第61条 学生および科目等履修生は常に学生証又は受講証を携帯し、本学の教職員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

## 第 12 章 賞罰

(表彰)

第62条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を表彰する。

(罰則)

第63条 本学の学則に違反し、または本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
  - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められる者

## 第 13 章 学則の準用

(学則の準用)

第64条 学年および学期その他本規程に定めていない事項については、本学学則に準ずる。

附則

この規程は、2007年4月1日より施行する。  
この規程は、2009年4月1日より施行する。  
この規程は、2010年4月1日より施行する。  
この規程は、2010年10月1日より施行する。  
この規程は、2013年4月1日より施行する。  
この規程は、2015年4月1日より施行する。  
この規程は、2016年4月1日より施行する。  
この規程は、2018年4月1日より施行する。  
この規程は、2020年4月1日より施行する。

# [大学院](2018年度以降入学生)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 京都芸術大学大学院芸術研究科(通信教育)は、教育基本法、学校教育法及び京都芸術大学大学院学則第45条の規定に基づき、主として通信教育の方法による正規の課程として開設し、芸術文化に関する精深な学識を究めて高度の専門性を有する研究・制作を行い、実社会においてその成果を還元するための実践的手法を研鑽する人材の育成を目的とする。  
本目的実現に向けては、三つの方針である「学位授与方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を別表3のとおり定め、一貫した教育の諸活動においてその効果的な実施に努める。

- 2 京都芸術大学大学院(以下「本大学院」という)は前項の目的を達成するために、教育研究活動の状況についての点検及び評価を行う。

(研究科・専攻及び学生定員)

第2条 本大学院において通信教育を行う専攻として、芸術環境専攻(以下「本専攻」という)を置き、修士課程を置く。  
2 本専攻の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員	
		入学定員	総定員
芸術研究科 (通信教育)	芸術環境専攻	80名	160名

(修業年限及び在籍年限)

第3条 本専攻の修業年限は2年とする。  
2 学生は、4年を超えて本専攻に在籍することはできない。  
3 2年次に編入学した者の修業年限は1年とし、3年を超えて在籍することはできない。

## 第2章 教職員の組織

(教員組織)

第4条 本研究科の授業には、原則として本学の専任の教員があたる。ただし、必要に応じ、適任者を講師として委嘱することができる。  
2 学修指導および教育相談にあたる通信教育専門の教員をおくことができる。

(研究科長および専攻長)

第5条 芸術研究科(通信教育)に研究科長、および本専攻に専攻長を置き、本研究科および本専攻の運営を統括する。

(研究科委員会)

第6条 芸術研究科(通信教育)に研究科委員会を置き、本研究科の運営に関する重要事項を審議する。  
2 研究科委員会は、研究科長が召集し、その議長となる。  
3 研究科委員会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

第7条 削除

(事務局組織)

第8条 事務長、課長、主任および職員で構成する事務局を置き、通信教育課程の運営および事務を取り扱う。

## 第3章 教育課程及び履修の方法

(開設授業科目及びその単位数)

第9条 芸術環境専攻において領域、分野等を設け、各々に履修する科目を定める。開設する授業科目並びにその単位数は別表1のとおりとする。  
2 各科目群からの履修単位数は別表1のとおりとする。  
3 履修科目は、これを2学年に配当する。

(履修の方法)

第10条 学生は、本学大学院在籍期間に、定められた授業科目を履修しなければならない。  
2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学部の授業科目を受講させることができる。

(再履修)

第11条 授業科目により、再履修を認める場合がある。

(単位修得の認定)

第12条 各授業科目の履修を修了した者には認定の上、単位を与える。  
2 単位修得の方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。

(既修得単位の認定)

第13条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が本大学院に入学する以前に大学院において履修した授業科目を、本大学院において修得したものと認定することができる。この認定は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。  
2 前項の規定に関し必要な事項については、別に定める。

(他の大学院等における履修)

第14条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に国内外の他の大学院の授業科目を履修させることができる。また他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導をうけることを認めることができる。  
2 前項の規定に関し必要な事項については、別にこれを定める。

## 第4章 授業および研究指導

(授業)

第15条 授業は、大学通信教育設置基準の定めるところにより、主として印刷教材等による授業(以下、通信授業と称する)、面接授業およびメディア授業により行う。

(単位の計算方法)

第16条 1単位は45時間の学修活動とする。

(通信授業)

第17条 通信授業は、印刷教材等による授業としてテキスト

及びシラバスを配付し、質疑応答、設定課題について学修報告の提出及び添削指導その他適宜の方法によって行う。

- 2 授業を補充するためパンフレット及びリーフレットを配付することができる。

(学修成果報告)

第18条 学生は、各講義の設題に対して一定期間に課題を提出しなければならない。

(面接授業)

第19条 面接授業は、原則として本学にて実施し、その時期については別に定める。

(メディア授業)

第20条 メディア授業は、インターネット等を利用し、教材配信、質疑応答、学修報告の提出及びそれへの講評などの指導を行う授業をいう。

(質疑応答)

第21条 学生は、授業の内容に対して、質問票によりいつでも質問することができる。

- 2 質疑応答に要する郵送料等、学修にともなう通信費は原則として学生負担とする。

(学習会)

第22条 第17条に規定した指導方法による以外に本学または全国各地において随時学修指導を行なうことがある。

## 第5章 試験

(試験)

第23条 学生は科目ごとに指定された方法で合否を判定する試験を受けなければならない。

- 2 通信授業は課題に対して提出された学習成果物を採点することで試験とする。
- 3 面接授業およびメディア授業は授業時の成果物または面接授業後のレポート、もしくはその双方を評価することで試験とする。

(受験資格)

第24条 科目ごとに指定された条件を満たして受講した者は、試験を受けることができる。

(成績評価)

第25条 試験における成績評価は100点を満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与える。

(証明書の発行)

第26条 合格科目については、請求により単位修得証明書を与える。

(再試験)

第27条 修了に関わる場合、不合格科目については、再試験を受けることができる。

## 第6章 課程の修了及び学位

(修了要件)

第28条 本専攻を修了するためには、学生は2年以上在学し、次の各号を含め30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士制作の審査および試験に合格したときは、修士課程の修了を認定されるものとする。

- (1) 専攻共通原論2単位以上
- (2) 専攻共通特論および主専攻の分野特論を含む

特論12単位以上

(3) 演習・研究科目16単位

なお、一部の分野においては入学選考時に、修了研究・修了制作着手要件として基礎的知識を養うため一部の科目修得が追加される場合がある。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に優れた業績を挙げた者については、別に定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとすることができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、第1項に定める単位に第13条に定める単位を含めることができる。ただし、10単位をこえないものとする。
- 4 編入学および転入学した場合の修了資格を得るための要件については別に定める。

(課程修了の認定)

第29条 前条に規定する審査および試験は、論文または制作を中心とし、これに関連する科目について行われる口述試験とする。

- 2 修士論文および修士制作の審査方法については、別に定める。
- 3 修士課程修了の認定は、本大学院研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第30条 前条の規定により修士課程の認定を受けた者には修士(芸術)もしくは修士(学術)の学位を授与する。

## 第7章 入学及び学籍の異動

(入学の時期)

第31条 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

第32条 芸術研究科(通信教育)に入学できる者は、次の一に該当する者でなければならない。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院が、相当年齢に達し、大学を卒業した者と同等の学力があると認められた者

(入学選考及び許可)

第33条 入学は、所定の入学選考試験により選考のうえ、これを許可する。

(入学者選考)

第34条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の書類等に入学選考料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。
- 3 前項の規定による手続きを完了した者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学に関する手続き)

第35条 前条の選考により、合格と判定された者は、指定の期間内に所定の入学手続きを行わなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による手続きを完了した者について、入学を許可する。

(再入学)

第36条 願いにより本大学院を退学した者で、本大学院に再入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により、入学を許可された者の、既に修得した単位の取り扱いについては研究科委員会

の議を経て学長が決定する。

- 3 再入学の場合の入学選考料その他必要な手続きについては、別にこれを定める。

(編入学及び転入学)

- 第37条 他の大学院から本大学院に編入学または転入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、入学を許可することができる。
- 2 前条2項の規定は本条において準用する。
- 3 編入学および転入学の手続きに関し必要な事項は別に定める。

(休学)

- 第38条 疾病その他やむを得ない事情により就学することのできない者は、学長に休学を願い出、その許可を得なければいけない。
- 2 休学に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(復学)

- 第39条 休学期間満了のときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

- 第40条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、学長に願い出、その許可を得なければならない。
- 2 退学に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(転学)

- 第41条 他の大学への転学を希望する者は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

- 第42条 削除

(除籍)

- 第43条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。
- (1) 死亡または行方不明の者
- (2) 期間内に授業料等納付金を納付しなかった者

## 第8章 学費等

(入学金、授業料等納付金)

- 第44条 入学金及び授業料等納付金の額は、別表2のとおりとする。但し、納付金についてはスライド制とし、毎年改定されるものとする。
- 2 入学金は第35条の規定に則り納付しなければならない。
- 3 授業料等納付金は、指定された期日までに納入しなければならない。

(面接授業料)

- 第45条 面接授業、実験実習の費用およびその他必要な諸費は別にこれを徴収する。

- 第46条 削除

(退学時等の場合の授業料等納付金)

- 第47条 退学もしくは転学した者、退学もしくは停学を命ぜられた者は当該期の授業料等納付金を全額納入しなければならない。

(手数料)

- 第48条 証明書の交付等については、所定の事務手数料をおさめなければならない。

(休学の場合の授業料等納付金)

- 第49条 休学時の学納金については別に定める。

(入学検定料、入学金及び授業料等納付金の不還付)

- 第50条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等納付金は、

前条に定める場合を除き、還付しない。

- 2 前項の特例は別に定める。

## 第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第51条 本大学院において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで受講を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 受講料の他、科目等履修生について必要な事項は別にこれを定める。

## 第10章 学生証

(学生証および受講証)

- 第52条 学生に対しては学生証を、科目等履修生に対しては受講証を、それぞれ交付する。

(学生証等の携帯)

- 第53条 学生及び科目等履修生は常に学生証又は受講証を携帯し、本学の教職員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

- 第54条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てその者を表彰する。

(罰則)

- 第55条 本大学院の学則に違反し、または本大学院の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経てその者を懲戒する。
- 2 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 大学院内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があると認められる者
- 4 本条により退学処分となった者は在籍期間と同履修成績のみこれを証する。

## 第12章 学則の準用

(学則の準用)

- 第56条 本規程に定めていない事項については、京都造形芸術大学大学院学則に準ずる。

## 附 則

- この規程は、2007年4月1日より施行する。
- この規程は、2009年4月1日より施行する。
- この規程は、2013年4月1日より施行する。
- この規程は、2015年4月1日より施行する。
- この規程は、2018年4月1日より施行する。
- この規程は、2020年4月1日より施行する。

## [大学院](2017年度以前入学者)

以下第28条を除き、[大学院]規程(2018年度以降入学者)と同一により記載省略。

(修了要件)

第28条 本専攻を修了するためには、学生は2年以上在学し、次の各号を含め32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または修士制作の審査および試験に合格したときは、修士課程の修了を認定されるものとする。

- (1) 専攻共通原論2単位以上
- (2) 専攻共通特論および主専攻の分野特論を含む特論12単位以上
- (3) 演習・研究科目16単位

- 2 前項の規定にかかわらず、特に優れた業績を挙げた者については、別に定めるところにより、特例として1年以上在学すれば足りるものとすることができる。
- 3 教育上有益と認めるときは、第1項に定める単位に第13条に定める単位を含めることができる。ただし、10単位をこえないものとする。
- 4 編入学および転入学した場合の修了資格を得るための要件については別に定める。

# 京都芸術大学大学院学位規程

## (学位の授与)

第1条 京都芸術大学大学院（以下本大学院）は学則第36条に則り、本規程に基づいてこれを授与する。  
学位は、修士及び博士とする。

## (学位)

第2条 本大学院が授与する修士及び博士の学位には、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記することとする。また、英語表記は次のとおりとする。  
修士課程芸術専攻および芸術環境専攻（通信教育）  
修士（芸術） Master of Fine Arts(M.F.A.)  
博士課程芸術専攻 博士（芸術） Doctor of Fine Arts(D.F.A.)  
ただし、芸術文化、比較文化、歴史文化を主な内容とする学術論文については、修士（学術）Master of Arts (M.A.)、博士（学術）Doctor of Philosophy (Ph.D.)とすることができる。

## (学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本大学院の修士課程を修了した者に、博士の学位は本大学院の博士課程（後期）を修了した者に授与するものとする。ただし学則第36条第2項により、本大学院博士課程修了者以外でも博士の学位を授与する場合がある。

学位授与の可否を審査するにあたっては、以下の観点を中心に満たしているものを合格の基準とする。

### 1. 博士論文

研究主題：芸術研究科の博士論文として扱う重要性のあるものであるか。

構成：問題提示と目標設定から論証をへて結論という、客観的で論理的な手続きを踏んでいるか。

記述：文章と語句の明晰さや説得力、用語の適切さ、引用の適切性があるか。

意義：独創性、新知見等、先行研究に照らして画期的な学問的意義、価値があるかどうか

研究倫理：人権や著作権に配慮し、また剽窃や資料の改竄などがないか。

成果公表：学術誌・学会・展覧会などでの成果発表を踏まえたものであるか。

### 2. 修士論文

研究主題：芸術研究科の修士論文として扱う重要性のあるものであるか。

構成：問題提示と目標設定から論証をへて結論という、客観的で論理的な手続きを踏んでいるか。

記述：文章と語句の明晰さや説得力、用語の適切さ、引用の適切性があるか。

意義：独創性、新知見等、先行研究に照らして十分な学問的意義、価値があるかどうか

研究倫理：人権や著作権に配慮し、また剽窃や資料の改竄などがないか。

## (修士論文、修士制作物、博士論文の審査および試験)

第4条 第3条に規定する修士及び博士に関する審査及び試験は、次の手続きによって行う。

### 1. 修士論文又は博士論文による審査を請求する者は、

自著の学位申請論文に所定の学位論文等審査願を添え、研究科委員会を通じて研究科長に提出する。提出する論文の書式等については別に定める。

2. 修士論文および修士制作物による審査を請求する者は、修士制作物の全容を示す作品写真等の資料と、作品制作に関連する自著の学位論文に、所定の学位論文等審査願を添え、研究科委員会を通じて研究科長に提出する。制作物資料の体裁、学位論文の書式等については別に定める。また、博士において作品のみによる審査は行わず、参考資料としての作品提出を認める。
3. 学位審査は修士課程においては主査1名副査2名計3名の審査委員で行う。博士課程においては主査1名副査3名計4名の審査委員で行う。博士課程の学位審査における副査1名は、必ず学外の者でなければならない。なお、作品に関する参考資料の提出を伴う博士課程の学位審査の場合には副査を増員することができる。
4. 主査以外の審査委員は主査が推薦し、研究科委員会の議を経て同会議が承認する。
5. 学位審査においては、可及的速やかに論文又は作品の審査及び試験を行わなければならない。試験は提出された論文、又は作品に関する分野、及びその関連分野に関する学識の確認を中心とする口頭試問により行う。口頭試問実施要領は審査委員による協議の上定めるものとする。なお、博士課程の学位審査においては口頭試問を公開するものとする。
6. 主査は、論文審査又は作品審査及び評点を含む試験結果を記録の上、研究科委員会に提出し、意見を開陳する。
7. 研究科委員会は論文審査又は作品審査及び試験の可否を審議し、学長は論文審査又は作品審査及び試験の可否を決定する。

## (審査の協力)

第5条 前条の論文審査又は作品審査にあたっては、主査の判断により、研究科委員会の議を経て、他大学教員、又は他の機関の研究者から協力を得ることができる。博士においては前条3項により学外の者1名を選任しなければならない。

## (記録の保存及び報告)

第6条 研究科長は、修士及び博士の学位授与に関し、審査論文又は作品審査及び試験の経過、結果等の事項を記録した学位授与記録簿を作成し、保存する。

## (学位記)

第7条 修士又は博士の学位を授与された者には、所定の学位記をもって学長がこれを証する。

## (学位名称の使用)

第8条 本大学院で学位の授与を受けた者がこれを用いるときは、本大学名を付記するものとする。

## (博士の学位授与に関する文部科学大臣への報告)

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、授与日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の公表)

第10条 本大学院は、博士の学位を授与したときは、授与日から3ヵ月以内に当該論文の要約及びその審査結果要旨をインターネットの利用により公表するものとする。また、博士の学位を授与された者は、授与日から1年以内に当該学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし研究科委員会がインターネットの利用による全文の公表ができない合理的な事由があると認める場合は、その要約の公表と芸術文化情報センターにおける全文公表をもって代えることができる。

(学位授与の取消)

第11条 不正な方法による学位の取得が判明した場合は、既に授与した学位を取り消すものとする。また、学位を授与された者により本学の名誉を著しく汚辱する行為があった場合は、その学位を取り消すことができる。

附 則

1. 本規程の改廃は研究科委員会の議を経て学長が行う。なお、本規程において学長が空位の場合は研究科長と読み替えるものとする。
2. 2007年4月1日施行  
2009年4月1日改定施行  
2013年4月1日改定施行  
2018年4月1日改定施行  
2020年4月1日改定施行

## 京都芸術大学大学院 芸術研究科(通信教育)学位授与に係る内規

1. 修士の学位を取得しようとする者は、以下の各号に掲げる要件を充足していなければならない。
  - (1) 本研究科における修了までの在学期間が2年以上(見込み含む)であること。ただし、大学院通信教育規程第28条第2項に該当するものについては、在学期間1年以上で足りるものとする。
  - (2) 修了要件に足る授業科目を修得、または修得見込みであること。
  - (3) 必要な研究指導を受けていること。
2. 修士の学位を取得しようとする者は、当該年度の9～10月の各分野で指定された期間に論文等の題目を指導員に提出しなければならない。なお、一度提出した題目の変更は原則として認められない。但し、修士論文等審査願提出時まで、主査(指導教員)がその必要性を認め、所定の手続きを経た場合に限り変更を認めることがある。
3. 修士の学位を取得しようとする者は、当該年度の1月の各領域で指定された期間に、審査を受けようとする自著の論文等に修士論文等審査願を添えて通信教育部事務室に提出しなければならない。
4. 論文で審査を受けようとする者は、当大学院学位規程
5. 論文と制作物により審査を受けようとする者は、当大学院学位規程第4条第2項に示された当該作品と、本文文字数4,000字以上16,000字以内(横書、縦書いずれも可)、A4縦判横書4枚以上16枚以内(40字×25行、1ページあたり1,000字)またはA4縦判縦書4,000字以上16,000字以内(二段組、一段35字×30行、1ページあたり2,100字)のいずれかの書式形態に所定の表紙を付した制作研究ノートを修士論文として3部提出しなければならない。ただし、研究領域に応じ、別に枚数及び記述すべき方法を指定する場合がある。なお注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、一行あたりの字数を決めること。また作品のサイズおよび規格等について、各領域、分野が予め指定する場合にはこれに反してはならない。
6. 論文と制作研究活動により審査を受けようとする者は、当大学院学位規程第4条第2項に示された、報告資料と400字詰原稿用紙20枚以上100枚以内(横書、縦書いずれも可)、A4縦判横書8枚以上40枚以内(40字×25行、1ページあたり1,000字)またはA4縦判縦書8,000字以上40,000字以内(二段組、一段35字×30行、1ページあたり2,100字)のいずれかの書式形態に所定の表紙を付した研究活動実施報告書を修士論文として3部提出しなければならない。ただし、研究領域に応じ、別に枚数及び記述すべき方法を指定する場合がある。また、いずれの場合も本文の書式形態に準じて2,000字程度の要約を添付するものとする。なお、注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、一行あたりの字数を決めること。
7. 修士論文等審査願を提出した者は、1月20日から2月9日(いずれも当日が休日の場合は翌日)までの間で、主査が指定する日時に口頭による審査試験を受けなければならない。
8. 審査および試験には、当該年度の11月に研究科委員会の指名する主査1名、副査2名の教員があたり、実施に関する細目は主査、副査の合議により決定するものとする。
9. 主査は大学院担当の専任教授とする。但し、研究指導に足る業績と力量を有すると研究科委員会が認めた場合、大学院担当の専任准教授、指導を委嘱した外部機関教授、有識者を主査として指名する場合がある。
10. 主査は、研究科長の承諾を得て、内外有識者の参考意見を聴取することができる。
11. 審査試験結果は、別に定めるところにより、所定書式の項目に準じて記入し、主査がこれを公正忠実にとりまとめる。なお、審査および試験における最終判定責任は主査に帰すものとする。
12. 本大学院は副査及び審査協力者の求めに応じ、審査資

第4条第1項に示された論文を400字詰原稿用紙80枚以上100枚以内(横書、縦書いずれも可)、A4縦判横書32枚以上40枚以内(40字×25行、1ページあたり1,000字)またはA4縦判縦書32,000字以上40,000字以内(二段組、一段35字×30行、1ページあたり2,100字)のいずれかの書式形態に所定の表紙を付した当該論文を3部提出しなければならない。また、いずれの場合も本文の書式形態に準じて2,000字程度の要約を添付するものとする。なお、注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、一行あたりの字数を決めること。

料、結果を閲覧に供さなければならない。

13. 学位規程第4条第4項において推薦、選定された副査は学内規程に準じて審査報酬を受ける。
14. 審査および試験に合格した者は、論文または制作研究ノート、研究活動実施報告書1部を当該年度の3月中旬の指定された期日までに通信教育部事務室へ提出しなければならない。提出を怠った者には学位の授与を行わない場合がある。また、提出の書式、及び付帯する事項については別に定める。
15. 修了判定に係る会議は、原則、口頭試問の最終日より30日以内に開催するものとする。

#### 付則

1. 本内規の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。なお、本規程において学長が空位の場合は研究科長と読み替えるものとする。
2. 本規程は2007年4月1日より施行する。
3. 2009年4月1日改定施行する。(第4条、第5条、第6条、第14条改定および第15条を追加)
4. 2010年4月1日改定施行する。(第14条、第15条改定)
5. 2013年4月1日改定施行する。(第10条、第14条、第15条、付則1条改定)
6. 2018年4月1日改定施行する。(第2条、第3条、第14条改定)
7. 2020年4月1日改定施行する。(第4条、第5条、第6条)

学部規定第1条、第10条および第50条、大学院規定第1条、第9条および第44条に言及のある別表についてはairU学習ガイドを参照。

# 京都芸術大学 学則（抜粋）

## （教職員）

- 第42条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手、事務職員、技術職員、用務員等の職員を置く。
- 2 必要と認められた場合は、副学長を置くことができる。

## （教職員の職務）

- 第43条 教職員の職務は学校教育法の定めるところによる。

## （教授会）

- 第44条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

## （教授会の構成）

- 第45条 教授会は、学長、教授、准教授および講師をもって組織する。
- 2 前項の規程にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に助教その他の職員を加えることがある。

## （教授会の招集等）

- 第46条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故等あるときは教授会で互選されたものが議長となる。
- 2 学部長は、教授会の構成員の3分の2以上から議題を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に教授会を招集しなければならない。

## （教授会の開催）

- 第47条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

## （審議事項）

- 第48条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- 1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - 2) 学位の授与
  - 3) 前2号に掲げるもののほか、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

## （運営細則への委任）

- 第49条 その他教授会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

## （科目等履修生）

- 第50条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで受講を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がないかぎりにおいて選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 受講料は1単位につき20,000円とし、当該科目を受講する当初に一括して納入するものとする。
- 3 科目等履修生のうち希望する者には試験のうえ単位を与え、成績証明書を交付することができる。
- 4 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

## （外国人学生）

- 第51条 外国人で本学に入学を希望する者は選考のうえ入学を許可する。
- 2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

## （図書館）

- 第55条 本学に図書館を置く。
- 2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

## （博物館）

- 第59条 本学に博物館を置くことができる。
- 2 博物館に関し必要な事項は別に定める。

## （通信教育課程）

- 第61条 本学に通信教育課程を置く。
- 2 通信教育課程に関する必要な事項は別に定める。

# 京都芸術大学大学院 学則（抜粋）

## （研究科委員会）

- 第5条 本大学院に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会は学長が任命する者をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する事項について、学長および研究科長の求めに応じ意見を述べることができる。

## （教育職員免許状の取得）

- 第37条 本大学院において高等学校教諭専修免許状【美術（芸術論・芸術史・芸術表現に関わる領域）または地理歴史（歴史遺産研究の領域）】及び中学校教諭専修免許状【美術（芸術論・芸術史・芸術表現に関わる領域）または社会（歴史遺産研究の領域）】を取得しようとする者は、本大学院の課程を修了し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 教育職員免許状の取得については別に定める。

## （外国人学生）

- 第40条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考の上、入学を許可する。
- 2 外国人学生について必要な事項は別に定める。

## （通信教育課程）

- 第45条 本学大学院に通信教育課程を置く。
- 2 通信教育課程に関する必要な事項は別に定める。